



環境トピックス

問い合わせ先 環境課 ☎40-5559



「下野市環境基本条例」が施行されました

市では、下野市の良好な環境を守り育むために、「下野市環境基本条例」を制定し、本年4月1日から施行されました。条例の主な内容を紹介いたします。

環境基本条例

環境基本条例とは、環境に関する事項について規制したりするため、条例ではなく、良好な環境を保全・創造するための基本となる考え方や、市、市民、事業者、滞在者（通勤、通学、旅行等で市に滞在する人）の役割や取り組みなどについて基本的な事項を定めたものです。

市の役割と取り組み

市の特長を生かしながら環境を守り育むために、総合的な施策を策定し、市、市民、事業者、滞在者の連携を図り、積極的に実施していきます。

また、市民、事業者、滞在者を取り組む環境の保全活動に対して支援していきます。

・良好な環境を守り育むための基本的な計画（下野市環境基本計画）を策定します。現在、平成25年3月の策定に向けて作業を進めています。

・施策の策定や実施するときには、環境への負荷が低減されるよう配慮します。

・自然環境の保全や創造に努めます。

・資源の循環的利用やエネルギーの有効利用などの促進に努めます。

・環境保全型農業の推進に努めます。

・環境に関する教育や環境学習の推進に努めます。

・地球環境保全の推進に努めます。

・国、県等と協力して、施策を推進するための体制を整備していきます。

市民・事業者・滞在者の役割と取り組み

日常生活、事業活動に伴う環境への負荷の低減に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境施策への協力が望まれます。

・私たちの日常生活や事業活動そのものが環境に影響を与えていることを理解しましょう。

・身近な環境について関心を持ちましょう。

・良好な環境の保全と創造に向けてできることから行動しましょう。

・良好な環境とは何かを考え、てみましょう。

スズメバチに注意!

スズメバチの多くは、6月ごろまでに巣作りをします。小さいうちに見つけて駆除するようにしましょう。

市では、駆除業者によりスズメバチの巣を駆除した方に費用の一部を補助します。

補助対象者

補助金の交付を受けることができる方は、以下の要件をすべて満たす方です。

- ① 市内においてスズメバチが営巣している建物又は土地を所有する個人若しくは賃借する個人であること。
- ② 駆除業者によりスズメバチの巣を駆除すること。
- ③ 市税の滞納がないこと。

補助金の額

駆除に要した費用の2分の1（上限1万円） 100円未満の端数は切り捨て。

必要書類

- ・駆除に要した費用の領収書
- ・スズメバチの巣の位置図
- ・写真（駆除前と駆除後）

広報しもつけ 24・4月号

・市税の滞納がないことを証明する書類

申請先

駆除後、添付書類を添えて、環境課または市民課各窓口まで申請（領収書に記載されている日から30日以内）してください。

駆除業者

市内で主に駆除を行っている業者は次のとおりです。

・(株)県南環境

☎(44)2518

・(株)スマイテック

☎(44)9618

・マコト技研(株)

☎(53)5434

※市内外問わず右記以外の業者でも、補助対象となります。

